

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和5年12月5日（火）
午後4時00分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 41 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について

第 3 議案 第 42 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

第 4 議案 第 43 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和5年12月5日(火)

2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室

3. 農業委員の定数 13名

4. 総会に出席した農業委員の数 12名

会長(議長) 12番 北田 直喜

委員 1番 水尾 英俊 4番 上樂 忍
5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則
7番 宮坂 博一 8番 佐々木 隆
9番 住田賀津彦 10番 大崎 章博
11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂
14番 石坂 誠一

5. 総会に欠席した農業委員の数 1名

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 4名

下野方地区 清水 宏和、 加積地区 西田 八郎
天神地区 吉野 俊彦、 西布施地区 谷崎 雅彦

7. 議事録署名委員

11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂

8. 総会に出席した職員

事務局長 清水 悟史 主事 小川 聡志
主事 小林 智樹

【開 会：午後4時00分】

議 長： それではただ今から令和5年度12月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員13名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、11番高橋委員、13番谷崎委員にお願いいたします。

議案第41号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2 ページ目の概要をご覧ください。今月の申請は4件8筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が1,595.57 m²です。

【議案第41号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

14番： 1、2件目については、家を建てる際に土地を交換したが、抜けがあったものです。このたび修正するものであり、問題ないと思います。

12番： 3件目は、譲受人は横に農地を所有しており、管理していきたいとのことであるので、問題ないと思います。

議 長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(意見なし)

議 長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第41号は許可決定いたします。

議案第42号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決

定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第42号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

6 ページ目の総括表をご覧ください。今月の申請は2件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が503 m²です。

【議案第42号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

6 番： 1 件目について、隣接農地の耕作者も通路としては利用しておりません。既存地を農地から宅地にした際に残っていたものと考えられます。

13 番： 事務局からの説明のとおりです。自家野菜をやっていたが、苗木を植えたいと聞いておりますので、問題ないと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(意見なし)

議長： 特に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第42号は意見決定いたします。

議案第43号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案43号農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

なお、案件中に北田委員に関する案件が含まれるため、一時退室を願います。

(北田委員 退室)

今月の案件は全4件、9筆、12,738 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長（職務代理）： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

6 番： 借り手の住所が富山市とあるが、耕作可能なのか。

8 番： この方は、実家が片貝地区にあり、現在もほとんど魚津市内に住んでいる状態です。

議 長（職務代理）： このほかに意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議 長（職務代理）： 異議が無いようですので、議案第43号は決定いたします。

（北田委員 入室）

議 長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・非農地通知について
・石坂委員の永年勤続表彰受賞について
・大崎職務代理の東京研修出張について
・地域計画地区説明会（第1回）を終えて

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後5時40分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第41号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人		譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし		しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。		しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。		しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲受人が以前から借りて耕作していた農地の所有権を移転するというものである。申請地は、自家野菜の栽培に利用されており、権利移転後もこれまでと同様に、自家野菜の栽培を行う予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。 。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。 なお、11月21日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		しない

農地法第 3 条調査書

議案第 41 号 受付番号 2 番
(所有権移転)

譲渡人		譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由		該当
第 2 項第 1 号 (全部効率 利用)	・ 譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第 2 項第 2 号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・ 譲受人は個人であり適用なし		しない
第 2 項第 3 号 (信託)	・ 信託ではないため適用なし。		しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従 事)	・ 譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		しない
第 2 項第 5 号 (転貸の禁止)	・ 許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。		しない
第 2 項第 6 号 (地域調和)	今回の申請は、譲受人が管理していた農地の所有権を移転するというものである。申請地は、保全管理されており、権利移転後は、自家野菜の栽培を行う予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。 なお、11月21日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		しない

農地法第 3 条調査書

議案第 41 号 受付番号 3 番
(所有権移転)

譲渡人		譲受人	作成者 小川 聡志
	判断の理由		該当
第 2 項第 1 号 (全部効率 利用)	・ 譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第 2 項第 2 号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・ 譲受人は個人であり適用なし		しない
第 2 項第 3 号 (信託)	・ 信託ではないため適用なし。		しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従 事)	・ 譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		しない
第 2 項第 5 号 (転貸の禁止)	・ 許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。		しない
第 2 項第 6 号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人が、以前から労働力不足により農地管理ができないため、譲受人の希望により、農地の所有権を移転するものである。申請地は、休耕状態であり権利移転後は、果樹栽培として利用する予定であるため、所有権の移転によって、周囲への影響はないと考えられる。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。 なお、11月21日、事務局小林、小川が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		しない

【別添】

農地法第 5 条調査書

議案第 42 号 受付番号 1 番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の市道沿いにあり、かつ概ね 500 m 以内に新川高校と吉島保育園が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第 3 種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は、自動車を新たに購入するにあたってのカーポートを建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、敷地の拡張として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、敷地の拡張が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界に既存の擁壁があり、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については自然浸透します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第 5 条調査書

議案第 42 号 受付番号 2 番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね20 haの一団の農地の中であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人は、自身が役員を務める法人にて資材置場を求めているが、法人での取得は許可を得られなかったために貸資材置場として取得建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、貸資材置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、貸資材置場敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無		
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		